

4月から保育料が変わります

国東市では、子育て支援を推進するため、平成23年4月1日からの保育料を次のとおり改正します。
現在の保育料は、国の基準階層に準じて、8階層に区分しています。この階層を細分化することによって、保育所入所児童の保護者にかかる保育料の負担が軽減されることになります。

改正内容

現在の第3階層から第6階層をそれぞれ2分割して階層を増やし、所得に応じた保育料を細分化します。

改正前			改正後		
階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）		階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）	
	3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児
第1階層 生活保護被保護世帯	0円		第1階層 生活保護被保護世帯	0円	
第2階層 市民税非課税世帯	9,000円	6,000円	第2階層 市民税非課税世帯	9,000円	6,000円
第3階層 市民税課税世帯	19,500円	16,500円	第3-1階層 市民税均等割課税世帯	14,500円	11,500円
			第3-2階層 市民税所得割課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層 所得税40,000円未満	30,000円	27,000円	第4-1階層 所得税20,000円未満	24,500円	21,500円
			第4-2階層 所得税20,000円以上 ～40,000円未満	30,000円	27,000円
第5階層 所得税40,000円以上 ～103,000円未満	37,000円	34,000円	第5-1階層 所得税40,000円以上 ～70,000円未満	34,000円	31,000円
			第5-2階層 所得税70,000円以上 ～103,000円未満	37,000円	34,000円
第6階層 所得税103,000円以上 ～413,000円未満	44,000円	41,000円	第6-1階層 所得税103,000円以上 ～258,000円未満	41,000円	38,000円
			第6-2階層 所得税258,000円以上 ～413,000円未満	44,000円	41,000円
第7階層 所得税413,000円以上 ～734,000円未満	48,000円	45,000円	第7階層 所得税413,000円以上 ～734,000円未満	48,000円	45,000円
第8階層 所得税734,000円以上	52,000円	49,000円	第8階層 所得税734,000円以上	52,000円	49,000円

減免世帯（母子、父子世帯の方、障がい者の手帳をお持ちの方がいる世帯）で第2階層、第3-1階層、第3-2階層の方は下記のとおりとなります。

階層区分	徴収金（保育料）基準額（月額）	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3-1階層	13,500円	10,500円
第3-2階層	18,500円	15,500円

問い合わせ

福祉事務所 家庭福祉班 ☎0978-72-5164
 国見総合支所 地域市民健康課 ☎0978-82-1112
 武蔵総合支所 地域市民健康課 ☎0978-68-1112
 安岐総合支所 地域市民健康課 ☎0978-67-1114